

★ 広島県国民健康保険給付費等交付金条例（条例第三十七号）（医療介護保険課）

一 制定の理由

平成三十年度以降の本県の国民健康保険事業の運営に関して、県が行う国民健康保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 国民健康保険給付費等交付金の種類

国民健康保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とした。

2 普通交付金

普通交付金は、市町に対し、当該市町による療養の給付等を勘案して、知事が別に定めるところにより交付することとした。

3 特別交付金

特別交付金は、市町に対し、国が県に交付する特別調整交付金の額のうち当該市町の災害その他特別の事情に応じて交付する額等の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより交付することとした。

三 施行期日等

1 施行期日

平成三十年四月一日

2 準備行為

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとした。

★ 広島県国民健康保険事業費納付金条例（条例第三十八号）（医療介護保険課）

一 制定の理由

平成三十年度以降の本県の国民健康保険事業の運営に関して、県が行う国民健康保険事業費納付金（以下「事業費納付金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 事業費納付金の徴収

県は、年度ごとに各市町から事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町が納付すべき事業費納付金の額を算定し、知事が定めるところにより、当該市町に対し通知することとした。

2 医療費指数反映係数

医療費指数反映係数は、零を標準として知事が定める数とした。

3 一般納付金所得係数

一般納付金所得係数は、県に係る一般被保険者一人当たりの所得の見込額を全ての都道府県に係る一般被保険者一人当たりの所得の見込額で除して得た数を基準として知事が定める数とした。

4 一般納付金所得等割合

一般納付金所得等割合は、当該市町に係る一般被保険者の所得総額の見込額を県内の一般被保険者の所得総額の見込額で除して得た数とした。

5 一般納付金被保険者数等割合

一般納付金被保険者数等割合は、当該市町に係る一般被保険者総数の見込数を県内の一般被保険者総数の見込数で除して得た数に一般納付金被保険者均等割指数を乗じた数と当該市町に係る市町世帯数を県内の世帯数で除して得た数に一から一般納付金被保険者均等割指数を控除した数を乗じた数を合算して得た数とした。

6 一般納付金被保険者均等割指数

一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とした。

7 後期高齢者支援金等納付金所得係数

後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る一般被保険者一人当たりの所得の見込額を全ての都道府県に係る一般被保険者一人当たりの所得の見込額で除して得た数を基準として知事が定める数とした。

8 後期高齢者支援金等納付金所得等割合

後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、当該市町に係る一般被保険者の所得総額の見込額を県内の一般被保険者の所得総額の見込額で除して得た数とした。

9 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合

後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、当該市町に係る一般被保険者総数の見込数を県内の一般被保険者総数の見込数で除して得た数に後期高齢者支援金等納

付金被保険者均等割指数を乗じた数と当該市町に係る市町世帯数を県内の世帯数で除して得た数に一から後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数を控除した数を乗じた数を合算して得た数とした。

10 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数

後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とした。

11 介護納付金納付金所得係数

介護納付金納付金所得係数は、県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得の見込額を全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得の見込額で除して得た数を基準として知事が定める数とした。

12 介護納付金納付金所得等割合

介護納付金納付金所得等割合は、当該市町に係る介護納付金賦課被保険者の所得総額の見込額を県内の介護納付金賦課被保険者の所得総額の見込額で除して得た数とした。

13 介護納付金賦課被保険者数等割合

介護納付金賦課被保険者数等割合は、当該市町に係る介護納付金賦課被保険者総数の見込数を県内の介護納付金賦課被保険者総数の見込数で除して得た数に介護納付金納付金被保険者均等割指数を乗じた数と当該市町に係る介護納付金賦課被保険者が属する世帯数を県内の介護納付金賦課被保険者が属する世帯数で除して得た数に一から介護納付金納付金被保険者均等割指数を控除した数を合算して得た数とした。

14 介護納付金納付金被保険者均等割指数

介護納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とした。

15 告示

知事は、次の数を定めたときは、告示することとした。

- (一) 医療費指数反映係数
- (二) 一般納付金所得係数
- (三) 一般納付金被保険者均等割指数
- (四) 後期高齢者支援金等納付金所得係数
- (五) 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
- (六) 介護納付金納付金所得係数
- (七) 介護納付金納付金被保険者均等割指数

三 施行期日等

1 施行期日

平成三十年四月一日

## 2 準備行為

この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができることとした。

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（財政課）

一 改正の要旨

通訳案内士法の一部が改正されたことに伴い、用語の整理を行った。

二 施行期日

平成三十年一月四日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十号）  
 （市町行財政課）

- 一 改正の理由  
 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容  
 1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
大気汚染防止法に基づく事務のうち、水銀排出施設の設置の届出の受付等		三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町

2 市町を経由することにより処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
一 建築基準法に基づく事務のうち、田園住居地域における建築物の建築許可		竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
二 大気汚染防止法に基づく事務のうち、水銀排出施設の設置の届出の受付等		竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町

- 3 その他必要な規定の整理を行った。
- 三 施行期日  
 平成三十年四月一日。ただし、二3（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関するものに限る。）の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日の日ずれか遅い日

★ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）  
（警察本部）

一 改正の理由

広島県音戸警察署を広島県呉警察署に、広島県因島警察署を広島県尾道警察署に統合することに伴い、広島県呉警察署及び広島県尾道警察署の管轄区域を変更するとともに、広島県広島東警察署が移転することに伴い、行政区域と警察署の管轄区域の整合を図ることなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 警察署の統合等に伴い、広島県音戸警察署及び広島県因島警察署を廃止するとともに、警察署の管轄区域を次のように変更した。

名称	変更前	変更後
広島県広島中央警察署	広島市中区（広島県広島東警察署の管轄区域を除く。）	広島市中区
広島県広島東警察署	広島市中区のうち 富士見町、宝町、鶴見町、 昭和町、平野町、竹屋町、 南竹屋町 広島市東区 広島市南区のうち 大須賀町、松原町、猿猴橋 町、荒神町、東荒神町、西 荒神町、西蟹屋一丁目、同 二丁目、同三丁目、同四丁 目、南蟹屋一丁目、同二丁 目、東駅町、大州一丁目、 同二丁目、同三丁目、同四 丁目、同五丁目、京橋町、 的場町一丁目、同二丁目、 金屋町、稻荷町、松川町、 比治山町、比治山本町（同 町四番以北）、比治山公園 安芸郡府中町	広島市東区 安芸郡府中町
広島県広島南警察署	広島市南区（広島県広島東警察署の管轄区域を除く。）	広島市南区
広島県呉警察署	呉市（広島県広警察署及び 広島県音戸警察署の管轄区 域を除く。）	呉市（広島県広警察署の管 轄区域を除く。）
広島県尾道警察署	尾道市（広島県福山西警察 署及び広島県因島警察署の 管轄区域を除く。）	尾道市（広島県福山西警察 署の管轄区域を除く。）

2 広島県広島東警察署が移転することに伴い、次のとおり位置を変更した。

現 在 地	広島市中区富士見町
移 転 先	広島市東区二葉の里三丁目

3 警察署の管轄区域に係る行政区画の基準日を、平成二十九年十一月一日に改めた。

三 施行期日

1 二1（広島県呉警察署、広島県音戸警察署、広島県尾道警察署及び広島県因島警察署に関するものに限る。）及び3の改正 平成三十年四月一日

2 1以外の改正 平成三十年九月一日



★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十二号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十九年十月六日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定した。

区 分	現 行	改 正 案
医療職給料表(一)適用者	三六八、〇〇〇円	三六八、四〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五〇、六〇〇円	五〇、七〇〇円

(2) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	支給月	現 行	改 正 案
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の八五	一〇〇分の九〇
	十二月	一〇〇分の八五	一〇〇分の九〇
特定幹部職員	六月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇〇
	十二月	一〇〇分の一〇五	一〇〇分の一〇〇
再任用職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の四二・五
	十二月	一〇〇分の四〇	一〇〇分の四二・五
再任用の特定幹部職員	六月	一〇〇分の五〇	一〇〇分の五二・五
	十二月	一〇〇分の五〇	一〇〇分の五二・五

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料月額の改定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改正

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	任期付研究員		現 行	改 正 案
	支給月	支給割合		
区 分	六月	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一四二・五	一〇〇分の一四二・五
	一二月	一〇〇分の一五〇		

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料月額改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改正

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	特定任期付職員		現 行	改 正 案
	支給月	支給割合		
区 分	六月	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一四二・五	一〇〇分の一四二・五
	一二月	一〇〇分の一五〇		

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区 分	特別職の職員等		現 行	改 正 案
	支給月	支給割合		
区 分	六月	一〇〇分の一四〇	一〇〇分の一四二・五	一〇〇分の一四二・五
	一二月	一〇〇分の一五〇		

5 その他

この条例の施行に関し、必要な措置を定めた。

三 施行期日等

この条例は、平成二十九年十二月二十二日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（教育委員会）

一 改正の理由

人事委員会の平成二十九年十月六日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額及び教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。
- 2 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の額を、次のとおり改定した。

手当を支給する業務	改正前	改正後
修学旅行等の引率指導業務で泊を伴うもの	一日 四、二五〇円	一日 五、一〇〇円
対外運動競技等の引率指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	一日 四、二五〇円	一日 五、一〇〇円
部活動指導業務で週休日等に行うもの	一日 三、〇〇〇円	一日 三、六〇〇円

三 施行期日等

- 1 平成二十九年十二月二十二日から施行する。ただし、二二については、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 二一については、平成二十九年四月一日から適用する。